

最新の

日中一時支援実施事業所は、

ホームページ掲載の

一覧でご確認いただくことができます。

# 浦安市 日中一時支援事業ガイドライン

## 目 次

1.	目的	2
2.	利用対象者 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
3.	サービス利用までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4.	利用者負担額 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
5.	利用に関するQ&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4

令和6年7月

浦安市 福祉部 障がい事業課

#### 1. 目的

障がいのある方または障がいのある児童の日中の活動の場を確保するととも に、日常的に介護している家族の就労支援や一時的な休息を促すことを目的と している事業です。

#### 2. 利用対象者

本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている次のいずれかの方を対象とします。

- ① 身体障害者手帳をお持ちの方
- ② 療育手帳をお持ちの方又は知的障がいがあると判定されている方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方又は精神障がいがあると診断されている方
- ④ 障害者総合支援法対象の指定難病がある方

### 3. サービス利用までの流れ

- ① サービス利用を希望する場合、まずは障がい事業課へご相談ください。対象者要件等を確認し、手続き方法をご案内するとともに、必要に応じて、生活状況等の聞き取りを行います。
- ② 障がい事業課での申請内容や聞き取り内容にもとづき審査後、決定通知書・利用者証が利用者に交付されます。(郵送にて送付します。)
- ③ 決定通知・利用者証が利用者のお手元に届きましたたら、市の指定を受けている事業所の中から事業所を選び、サービス利用のための契約手続きを進めてください。その際、事業所に利用者証提示してください。
  - ※ 事業所一覧表については、市ホームページや障がい福祉ガイドブック でご確認ください。

#### ④ サービス利用開始

※支給決定期間は4月~翌年3月までの1年度単位ですので、毎年度申請手続きが必要となります。

#### 4. 利用者負担額

原則として、サービス料の1割が利用者負担となります。基準単価は次のとおりです。

区分	市民税課税世帯	市民税非課税世帯
障がい支援区分1・2 障がい児支援区分1	1 時間あたり 162 円	無料
障がい支援区分3・4 障がい児支援区分2	1 時間あたり 182 円	無料
障がい支援区分5・6 障がい児支援区分3	1 時間あたり 202 円	無料
送迎サービス	片道 50 円	無料

<指定短期入所(ショートステイ)事業所での日中一時支援事業の利用> ※対象事業所…八幡学園、やまぶき園、もくせい園

区分	市民税課税世帯	市民税非課税世帯
障がい支援区分1・2 障がい児支援区分1	1 時間あたり 48 円	無料
障がい支援区分3・4 障がい児支援区分2	1 時間あたり 68 円	無料
障がい支援区分5・6 障がい児支援区分3	1 時間あたり 88 円	無料
送迎サービス	片道 50 円	無料

※1 令和6年12月31日まで:市民税課税世帯で、障がい福祉サービスと 地域生活支援事業を併せて1か月あたりの利用者負担額が18,600円を 超えた場合は後日還付されます。

令和7年1月1日から:還付制度が廃止され、一事業所につき18,600円の上限へと変更されます。そのため複数事業所利用の場合、1か月あたりの利用者負担額が18,600円を超える場合もございます。

※2 利用者負担額算定の「世帯の範囲」については、障がい児(18歳未満)の場合は保護者の属する住民基本台帳での世帯、障がい者(18歳以上)の場合は障がい者本人のみとなります。

#### 利用に関するQ&A

- Q サービスを受ける時間が1時間以内でも利用できますか?
- A 1時間以内でも利用できます。ただし30分以上サービスを利用した場合でも、利用料は1時間の額となります。
- Q 送迎サービスを利用する場合、その送迎の部分は移動支援を利用しても良いですか?
- A 移動支援は利用できません。本事業で行う送迎サービスの利用となります。
- Q 児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援や総合支援 法の日中活動系サービスを利用した後に、日中一時支援事業を利用すること は出来ますか?
- A 本事業は、他の福祉サービスとサービス提供時間が重ならなければ利用可能です。

ただし、児童福祉法で定められた児童発達支援・放課後等デイサービスや総合支援法の生活介護等の日中活動系のサービス(以下、「法定サービス」という。)の利用を優先とします。法定サービスは同日に複数事業所の利用は出来ません。同日利用があった場合、安易に一方の事業所を日中一時支援事業の利用に振り替えることは出来ません。利用計画に基づいてのご利用をお願いします。

- Q 日中一時支援事業の利用時間中に、移動支援事業等の他の給付事業を利用することは出来ますか?
- A 本事業の利用時間中に、他の給付事業を利用することは出来ません。(実施規則第12条)
- Q 宿泊を伴う利用は出来ますか?
- A 本事業は、「日中における活動の場の提供」を想定していることから、宿 泊を伴う利用は出来ません。(実施規則第1条、第2条第4項)
- Q 日中一時支援事業で生じた利用者負担金について、市が実施している「一 時介護委託料の助成」を受けることはできますか?
- A 受けることはできません。

ご不明な点や詳細についてはお問い合わせください なお、このガイドラインに掲載されている内容は、令和6 年7月現在の内容です。今後、制度改正があった場合には、 改正された内容が適用されますのでご注意ください。

浦安市福祉部障がい事業課

〒279-8501 浦安市猫実1-1-1 (本庁舎3階)

電 話 047-712-6397 (直通)

FAX 047-355-1294

 $egthinspace > - \ensuremath{\mathcal{V}} 
egthinspace should be a should be a single space of the should be a single space of the$